

令和4年7月19日

4世教中図第159号

(目的)

第1条 この要領は、世田谷区立図書館運営協議会(以下「協議会」という。)の会議の傍聴に関し、必要な事項を定め、もって協議会の適正な運営を図ることを目的とする。

(会議の公開原則)

第2条 協議会の会議は、これを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 会議において取り扱う情報が、世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号)第7条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(非公開の決定方法)

第3条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、前条ただし書に該当すると認めるとき又は委員からその旨の指摘があったときは、協議会に諮り、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(会議開催の事前公表)

第4条 会長は、開催の日の1週間前までに、開催の日時、会場、主な検討事項、傍聴の申込方法その他の必要事項を公表するものとする。

(傍聴の手続)

第5条 会長は、会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴希望者」という。)に世田谷区立図書館運営協議会傍聴申込書(以下「傍聴申込書」という。)(第1号様式)を開催の日に提出させ、傍聴を認めるときは当該傍聴希望者に世田谷区立図書館運営協議会傍聴券(以下「傍聴券」という。)(第2号様式)を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるとき、オンラインによる傍聴を行うことができる。この場合において、傍聴申込書に準じた内容による電子申請を開催日前日までに提出させ、メールによりオンラインによる傍聴を認めるものとする。

(傍聴人の数)

第6条 傍聴人は、10名以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、傍聴希望者が10名を超え、又は特に必要があると認めるときは、10名を超えて傍聴を認めることができる。

(傍聴人の遵守事項)

第7条 会長は、傍聴人に次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 傍聴中は傍聴券を携帯し、会長の求めに応じて提示すること。
- (2) 傍聴席で静粛に傍聴し、発言をしないこと。
- (3) 拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 録音し、又は写真機、ビデオカメラ等により撮影をしないこと。
- (6) 会場内で携帯電話等の通信機器又はパソコン等の情報機器を使用しないこと。
- (7) 感染症等対策について会長の指示に応じること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場及び入場制限)

第8条 会長は、傍聴人が前条各号に掲げる事項を遵守せず、会議の進行上支障があると認めるときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 会長は、第3条の規定により会議の一部を公開しないときは、傍聴人を退場させるものとする。

(委任)

第9条 この要領の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和4年7月19日から施行する。